

議案第 86 号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。

（正規の勤務時間を超える勤務等）

第6条 略

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（正規の勤務時間を超える勤務等）

第6条 略

職員の健康及び福祉の確保に関する事項について、適切な管理を
行うため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。